

見積書記載に関する注意事項

- 被災前の状態に復旧することが大前提です。
断熱材や設備機器等のグレードアップは対象外となります。
- 床や壁の修理については、下地ともに修理するものが対象となりますので、その旨がわかるように記載してください。
※押入やクローゼットの床壁・扉は対象外です。
- システムキッチンや便器等の設備機器を交換する場合は、変更前・変更後の型番やシリーズ名を記載してください。
※変更前と同レベルのものとわかるようにしてください。
- 修理するすべての内容を記載する必要はなく、上限額を超える内容のみの記載で結構です。
※写真についても、見積書に記載された内容の施工前・施工中・施工後が確認できれば問題ありません。
- 修理業者様独自の見積書を使用される場合は、様式3号の見積書に総工事費、応急修理分及び被災者負担分の見積金額を記入し、独自の見積書（応急修理対象工事に○を付けたもの）を添付してください。

◆ お問い合わせ先

静岡市 建築安全推進課 管理係
420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
電話 054-221-1371